三　労働金庫及び労働金庫連合会
四　信用協同組合及び信用協同組合連合会
五　農業協同組合及び農業協同組合連合会
六　漁業協同組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合及び水産加工業協同組合連合会
七　農林中央金庫
八　株式会社商工組合中央金庫
九　株式会社日本政策投資銀行

（国際戦略総合特別区域の指定の申請）

第八条　法第八条第一項の規定により指定の申請をしようとする地方公共団体（法第二条第五項に規定する地方公共団体をいう。以下同じ。）は、別記様式第一の一による申請書に次に掲げる図書を添えて、これらを内閣総理大臣に提出しなければならない。

一　国際戦略総合特別区域の区域に含まれる行政区画を表示した図面又は縮尺、方位、目標となる地物及び国際戦略総合特別区域を表示した付近見取図
二　法第八条第三項の規定による提案を踏まえた同条第一項の規定による指定の申請をする場合にあっては、当該提案の概要
三　法第八条第五項の規定により聴いた関係地方公共団体の意見の概要（同項の規定により国際戦略総合特別区域協議会（法第十九条第一項に規定する国際戦略総合特別区域協議会をいう。第十四条、第十五条第一号、第十八条第三号及び第二十五条第一項第三号において「地域協議会」という。）における協議をした場合にあっては、当該意見及び当該協議の概要）
四　法第十条第一項の規定による提案と併せて法第八条第一項の規定による指定の申請をする場合にあっては、当該提案に係る書類の写し
五　前各号に掲げるもののほか、内閣総理大臣が必要と認める事項を記載した書類

（国際戦略総合特別区域を指定した旨の公表）

第九条　法第八条第八項の内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　法第八条第一項の指定を受けた地方公共団体の名称
二　前号の指定に係る国際戦略総合特別区域の範囲
三　前二号に掲げるもののほか、内閣総理大臣が必要と認める事項

（国際戦略総合特別区域の指定の解除の申請等）

第十条　法第八条第九項の規定により国際戦略総合特別区域の指定の解除について申請をしようとする指定地方公共団体（同項に規定する指定地方公共団体をいう。以下この条から第十二条までにおいて同じ。）にあっては別記様式第一の二による申請書を、国際戦略総合特別区域の区域の変更について申請をしようとする指定地方公共団体にあっては別記様式第一の三による申請書に第八条各号に掲げる図書のうち当該国際戦略総合特別区域の区域の変更に伴いその内容が変更されるものを添えて、内閣総理大臣に提出しなければならない。

（国際戦略総合特別区域計画の認定の申請）

第十一条　法第十二条第一項の規定により認定の申請をしようとする指定地方公共団体は、別記様式第一の四による申請書に次に掲げる図書を添えて、これらを内閣総理大臣に提出しなければならない。

一　法第三章第四節の規定による特別の措置の適用を受ける主体の特定の状況を明らかにすることができる書類
二　法第十二条第四項の規定により聴いた関係地方公共団体及び同条第二項第一号に規定する実施主体の意見の概要
三　法第十二条第五項の提案を踏まえた国際戦略総合特別区域計画（同条第一項に規定する国際戦略総合特別区域計画をいう。以下同じ。）についての同条第一項の規定による認定の申請をする場合にあっては、当該提案の概要
四　法第十二条第七項の規定による協議をした場合にあっては、当該協議の概要
五　前各号に掲げるもののほか、内閣総理大臣が必要と認める事項を記載した書類

（国際戦略総合特別区域計画の変更の認定の申請）

第十二条　法第十四条第一項の規定により国際戦略総合特別区域計画の変更の認定を受けようとする指定地方公共団体は、別記様式第一の五による申請書に前条各号に掲げる図書のうち当該国際戦略総合特別区域計画の変更に伴いその内容が変更されるものを添えて、これらを内閣総理大臣に提出しなければならない。

（法第十四条第一項の内閣府令で定める軽微な変更）

第十三条　法第十四条第一項の内閣府令で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

一　地域の名称の変更又は地番の変更に伴う範囲の変更
二　前号に掲げるもののほか、認定国際戦略総合特別区域計画（法第十四条第一項に規定する認定国際戦略総合特別区域計画をいう。以下同じ。）の実施に支障がないと内閣総理大臣が認める変更

（地域協議会を組織した旨の公表）

第十四条　法第十九条第七項の規定による公表は、次に掲げる事項について行うものとする。

一　地域協議会の名称及び構成員の氏名又は名称
二　地域協議会における協議事項

2　前項の規定による公表は、地方公共団体の公報への掲載、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

（法第二十六条第一項の指定法人の要件）

第十五条　法第二十六条第一項の内閣府令で定める要件は、次に掲げるものとする。

一　地域協議会を構成する法人であること。
二　指定（法第二十六条第一項に規定する指定をいう。以下この条から第十七条までにおいて同じ。）に係る特定国際戦略事業（法第二条第二項に規定する特定国際戦略事業のうち、同項第二号イ又はロに掲げるものに限る。以下この条から第十七条までにおいて同じ。）を行うことについての適切かつ確実な計画（次号及び第十七条第一項において「指定法人事業実施計画」という。）を有すると認められること。
三　指定法人事業実施計画が認定国際戦略総合特別区域計画に適合するものであること。
四　指定に係る特定国際戦略事業が円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。
五　指定に係る特定国際戦略事業を安定して行うために必要な経理的基礎を有すること。

（報告書の提出時期及び手続）

第十六条　法第二十六条第二項の規定による報告は、事業年度終了後一月以内に、次に掲げる事項を記載した別記様式第二の一による実施状況報告書を提出して行うものとする。

一　前年度の指定に係る特定国際戦略事業の実施状況
二　前年度の収支決算
三　前年度の指定に係る特定国際戦略事業の用に供する機械及び装置、建物及びその附属設備並びに構築物の取得等に関する実績

2　認定地方公共団体（法第十五条第一項に規定する認定地方公共団体をいう。以下この条から第二十条までにおいて同じ。）は、前項の実施状況報告書に関し、指定に係る特定国際戦略事業を適切に実施していると認めるときは、当該実施状況報告書の提出を受けた日から原則として一月以内に、指定法人（法第二十六条第一項に規定する指定法人をいう。次項及び次条において同じ。）に対して、別記様式第二の二による当該事業を適切に実施していると認定したことを証する書面及び当該認定の概要を記載した書面を交付するものとする。

3　認定地方公共団体は、前項の認定をしないときは、指定法人に対して、別記様式第二の三によりその旨及び理由を通知するものとする。